



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *26 貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (商工労働総務課)
 - *27 和歌山県露店営業条例施行規則の一部を改正する規則 (商工振興課)
- 教育委員会規則
 - *8 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
 - *433 昭和55年和歌山県告示第1053号 (和歌山県財務規則に基づく金銭登録機の記録紙の様式) の廃止 (総務学事課)
 - 434 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部改正 (総務事務集中課)
- 訓令
 - *9 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令 (総務学事課)
 - *10 和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)
 - *11 和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (消防保安課)
 - *12 和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (")
- 出納長訓令
 - *1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (出納室)
- 公告
 - 和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務事務集中課)

規 則

和歌山県規則第26号
貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成19年3月30日
和歌山県知事 仁坂吉伸
貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
貸金業の規制等に関する法律施行細則 (昭和58年和歌山県規則第88号) の一部を次のように改正する。

第4条中「商工労働部商工金融課」を「商工観光労働部商工政策局商工観光労働総務課」に改める。
別記第1号様式中「殿」を「様」に改める。
附 則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第27号
和歌山県露店営業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成19年3月30日
和歌山県知事 仁坂吉伸
和歌山県露店営業条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県露店営業条例施行規則 (昭和26年和歌山県規則第92号) の一部を次のように改正する。
第6条見出し中「露店営業立入検査吏員証」を「露店営業立入検査職員証」に改め、同条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。
別記第6号様式中「露店営業立入検査吏員証」を「露店営業立入検査職員証」に、「当該吏員」を「当該職員」に改める。
附 則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第8号
和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成19年3月30日
和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚
和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則 (昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号) の一部を次のように改正する。
第3条中第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、同号の前に次の1号を加える。
(20) スポーツ主査
第3条中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。
(15) スポーツ主任
附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第433号

昭和55年和歌山県告示第1053号（和歌山県財務規則に基づく金銭登録機の記録紙の様式）は、廃止する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第434号

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第4条第1項中「総務部総務管理局総務事務集中課」を「出納局総務事務集中課」に改める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第9号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

別表出納長印の項を削り、同表知事公室長印の項種類の欄中「知事公室長印」を「知事室長印」に改め、同表副出納長印の項を削り、同表危機管理監印の項の次に次のように加える。

会計管理者印	"	24・15	出納室長
--------	---	-------	------

別表部長印の項寸法（ミリメートル）の欄中「"」を「24」に改め、同項の次に次のように加える。

監察査察監印	"	"	監察査察室長
--------	---	---	--------

別表局長印の項管守責任者の欄中「課の長。」を「課室の長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令
和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項、第26条第1項及び第2項、第28条第2項、第29条第2項、第29条の2第1項及び第2項、第48条、第49条並びに第52条中「総務部総務管理局総務事務集中課長」を「出納局総務事務集中課長」に改める。

第55条中「総務部総務管理局総務事務集中課」を「出納局総務事務集中課」に改める。

別記第1号様式中「出 納 長」を「会計管理者」に、「副出納長」を「出納局長」に改める。

別記第2号様式中「出 納 長」を「会計管理者」に、「副出納長」を「出納局長」に改める。

別記第3号様式中「出 納 長」を「会計管理者」に、「副出納長」を「出納局長」に改める。

別記第8号様式中「出 納 長」を「会計管理者」に、「副出納長」を「出納局長」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式 (第 20 条、第 24 条、第 40 条関係)

物品貸付(借受)調書				各課(各種委員会等の事務局、かい)名			第 号	
執行 伺	知 事	副知事	部 長	局 長	課 長	副課長	班 長	係 起 案
	決 裁	年 月 日			起 案	年 月 日		
	物 品 管 理 簿 登 記 済				月 日 (印)			
物 品 出 納	会計管理者	出納局長	出納員 (総務事務 集中課長)	副課長	班 長	係	引 渡	月 日
							受 渡	月 日
貸付(借受)者		(住所) (氏名)						
貸付(借受)条件 そ の 他								
品 名		規 格 ・ 品 質		数 量	価 格 評 価 額	有償、無償の別		
付 記								

備考 決裁欄は、適宜書き替えて使用すること。

別記第 10 号様式 (第 23 条、第 25 条関係)

貸付(借受)物品返還調書

				各課(各種委員会等の事務局、かい)名					第 号	
執行 伺	知 事	副知事	部 長	局 長	課 長	副課長	班 長	係	起	案
	決 裁	年 月 日			起 案	年 月 日				
物 品 管 理 簿 登 記 済					月 日			印		
物 品 出 納	会計管理者	出納局長	出納員 (総務事務 集中課長)	副課長	班 長	係	受 領	月 日		
							引 渡	月 日		
返 還 理 由										
品 名			規 格 ・ 品 質		数 量	価 格 評 価 額	貸付(借受)期間			
付 記										

備考 決裁欄は、適宜書き換えて使用すること。

別記第11号様式中「総務部長」を「会計管理者」に、「殿」を「様」に改める。

別記第13号様式中「殿」を「様」に、「総務部長」を「出納局長」に改める。

別記第14号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第15号様式を次のように改める。

別記第 15 号様式 (第 29 条、第 38 条、第 40 条関係)

物品不用調書				各課(各種委員会等の事務局、かい)名				第 号	
執行 伺	知 事	副知事	部 長	局 長	課 長	副課長	班 長	係	起 案
	決 裁	年 月 日			起 案	年 月 日			
	不用品引継月日		月 日		物品管理簿登記済月日		月 日 (印)		
物品 出納	会計管理者		出納局長	出納員 (総務事務集中課長)	副課長	班 長	係		
品 名			規 格 ・ 寸 法		数 量	取 得 年 月 日			
不用決定理由									
付 記									

備考 決裁欄は、適宜書き替えて使用すること。

別記第15号様式の2中「殿」を「様」に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第 16 号様式 (第 33 条、第 34 条、第 38 条、第 40 条関係)

不用品処分調書

				各課(各種委員会等の事務局、かい)名				第 号	
執行 伺	知 事	副 知 事	部 長	局 長	課 長	副 課 長	班 長	係	起 案
	年 月 日			起 案	年 月 日				
	決 裁	年 月 日			起 案	年 月 日			
物 品 出 納	会計管理者	出納局長	出納員 (総務事務 集中課長)	副 課 長	班 長	係	引渡月日	月 日	
処 分 の 方 法		処 分 先		(住所) (氏名)					
		処 分 価 格		円					
		取 得 価 格		円					
分 類	品 名	規 格	単 称	数 量	処 分 額	取 得 額	備 考		
計									
付 記									

備考 決裁欄は、適宜書き替えて使用すること。

別記第17号様式中「出 納 長」を「会計管理者」に、「副出納長」を「出納局長」に改める。

別記第20号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第22号様式中「総務部総務管理局総務事務集中課長」を「出納局総務事務集中課長」に、「殿」を「様」に改める。

別記第23号様式を次のように改める。

別記第 23 号様式 (第 49 条関係)

重 要 物 品 台 帳

和歌山県

重要物品番号		重要物品名		
形式及び年式		構 造		
製品番号				
取得価格		制作者(代理者)名		
重要物品を供用する課 (各種委員会等の事務局、かい) 名		受		払
		区 分	年 月 日	区 分
備 考			登 録 番 号	

別記第24号様式中「総務部総務管理局総務事務集中課長」を「出納局総務事務集中課長」に、「殿」を「様」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第11号

消 防 保 安 課
和歌山県消防学校

和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程（平成4年和歌山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第2項」を「第3条第5項」に改める。

第2条第2号中「午後0時25分から午後1時10分」を「午後零時15分から午後1時」に改め、同条第3号を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第12号

総 務 部
和歌山県防災航空センター

和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程（平成8年和歌山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第2項」を「第3条第5項」に改める。

第3条第2号中「午後零時15分から午後1時」を「午後零時から午後零時45分」に改め、同条第3号を削る。

第4条を次のように改める。

（交替制勤務に服する職員の勤務時間）

第4条 交替制勤務に服する職員の勤務時間については、週休日を除き、次の各号に定めるところによる。

(1) 勤務時間は、休憩時間を除き、勤務の区分に応じ、次の表に定めるとおりとする。

勤務の区分	日 勤	当 直

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで
------	--------------------	-----------------------

(2) 休憩時間は、勤務の区分に応じ、次の表に定めるとおりとする。

勤務の区分	休 憩 時 間	
日勤	午後零時から午後零時45分まで	
当直	A	午後零時から午後零時45分まで
	B	午後6時15分から午後6時30分まで
	C	午後10時から翌日の午前5時まで

(3) 週休日は、連続する4週間のうち8日の範囲内で所長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

出納長訓令

和歌山県出納長訓令第1号

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県出納長職務代理者

和歌山県副出納長 西 尾 博 仁

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表税務課の出納員の項の次に次のように加える。

伊都振興局総務室の出納員	伊都振興局総務室の現金の収納に際し必要なりつり銭に充てるため。	100,000円
日高振興局総務室の出納員	日高振興局総務室の現金の収納に際し必要なりつり銭に充てるため。	100,000円

別表海草振興局建設部の出納員の項を削る。

別記第1号様式から別記第3号様式まで及び別記第5号様式から別記第7号様式までの様式中「和歌山県出納長」を「和歌山県会計管理者」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

公 告

公 告

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札又

は指名競争入札（以下「競争入札」という。）についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号。以下「資格審査要綱」という。）に定める資格の審査に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 営業種別

別表1のとおり

2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で「資格審査要綱」に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を有すると認められ競争入札参加有資格者名簿に登録されているものであること。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 国税及び県税を滞納している者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(4) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(5) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者

(6) 契約の履行が困難と認められる者

3 申請の方法

資格審査を受けようとする者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、和歌山県物品電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を使用して物品を調達するシステムをいう。以下同じ。）を利用して申請する場合の提出書類は、当該システムから出力される確認書及び(4)から(10)までに掲げる書類とする。

なお、知事が特に認める場合は、その一部の書類の添付を免除することができる。

(1) 電子入札（県の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。）を希望する者においては、所定の物品調達システム取扱責任者選定届

(2) 経営状況等に関する次に掲げる所定の調書

ア 取引希望及び営業概要調書

イ 営業実績及び資格等調書

ウ 印刷業を営んでいる者においては、印刷業者業務調

書

(3) 所定の取扱品目一覧表

(4) 所定の使用印鑑届

(5) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(6) 印鑑証明書

(7) 次に掲げる税金に未納がないことを確認することができる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

イ 和歌山県が課する県税全税目

ウ 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

(8) 財務諸表（直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(9) 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し（許可、認可等を必要とする業種に限る。）

(10) その他知事が必要と認める書類

4 申請書類の提出先及び申請書類の用紙の交付請求先

(1) 申請書類の提出先

別表2に掲げる県の機関のいずれかに提出しなければならない。ただし、物品電子調達システムを利用して申請する場合は、和歌山県出納局総務事務集中課のみに提出するものとする。

(2) 申請書類の交付請求先

別表2に掲げる県の機関のいずれにおいても請求できる。

5 申請の時期

(1) 申請は、原則として次に掲げるいずれかの期間に行わなければならない。

ア 平成19年5月1日（火）から同月31日（木）まで

イ 平成19年11月1日（木）から同月30日（金）まで

ウ その他知事が必要と認め、別に定める期間

(2) (1)の規定にかかわらず、一般競争入札の公告により入札の実施を知り得た者が、当該一般競争入札への参加を希望する場合は、当該一般競争入札の公告の日から入札日の前日までの間に限り、資格審査の申請を行うことができる。この場合において行う資格審査の申請先は、和歌山県出納局総務事務集中課に限るものとする。

6 申請に用いる言語及び通貨

(1) 申請に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請事項のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請事項の金額欄については、外国の通貨単位によ

らず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨の額に換算して記載すること。

7 資格審査の結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書等により通知する。

8 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成21年7月31日までとする。

9 競争入札の公示の方法

一般競争入札を行う場合は、和歌山県報に登載し、又は和歌山県掲示場に掲示することにより公告する。

10 問い合わせ先

和歌山県出納局総務事務集中課物品班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 (073) 441-2293

別表 1 (第 1 項関係)

営 業 種 別 表

営業種目 番号	営業種目名	品 目 (例 示)
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。)等
2	用 紙 類	和紙、上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	湿式、乾式、PPC用紙、PPC用紙(再生紙)等
4	情報処理用機器	汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、AV機器 ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字 読取装置等
5	事務用機器	タイプライター、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、複写機、軽印 刷機、OHP、加算機等
6	印 章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、 フィルター、フロッピーディスク等
8	楽 器	和楽器、楽譜、レコード、CD、洋楽器等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フイ ルム、保健室用品、保育用教材等
10	運 動 用 品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミ シ ン	ミシン、編機等
12	時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッ カー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額 縁 ・ 画 材	各種額縁、画材等
15	写 真 機	カメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く。)等
16	什 器	鋼製什器(書庫類、更衣箱、机、いす等)、木製什器(応接長テーブル、ソファ 安楽いす等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッ カー、机上ガラス等
17	厨房機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴 槽関係、冷凍・冷蔵関係等
18	荒 物 雑 貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガ ラス器、紙・繊維製雑貨類、トイレトペーパー等
19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニール シート、防振ゴム、ゴムマット等
21	織 維 製 品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐ い、布製シート等
22	寝 具	布団、毛布、敷布等
23	ベ ッ ト	一般用、医療用

24	帽子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染め物等
28	家庭用電気機器	映像、音響(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係(エアコン、クーラー等(ガス含む。))、暖房関係(ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガス含む。))家事・調理(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品	部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、電装品(修理含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検(工場認証、認定、指定を受けた者に限る。)、板金等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、部品及び修理等
33	船舶・航空機	船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、部品及び修理
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他	LPGガス(許可業者に限る。)、酸素、高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭等
36	理化学機械器具	分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等
37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ピーコン装置、情報伝達表示装置等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・塵埃処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等 (プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート	生コンクリート(プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材	セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年塀、ブロック等

48	木 材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ・金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等
50	建 築 金 物	建築金物、大工道具、工具、塗料、ガラス（机上ガラスを除く。）等
51	仮 設 資 材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道 路 標 識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・広告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、広告宣伝用品（委託業務に属する企画・デザインを除く。）、模型、展示品等
54	医療用機械器具	生体検査機器（心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等） 検体検査用機器（血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等）、治療用機器（人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等）、放射線関連機器（X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等）、手術関連機器（麻酔、消毒含む）、調剤器具、看護器具、歯科用機器等 （許可又は届出業者に限る。）
55	医 療 用 薬 品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等 （許可業者に限る。）
56	衛 生 材 料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等 （医療用器具、局方品を扱う者のみ許可又は届出業者に限る。）
57	医療用フィルム	X線フィルム（現像用材料含む。）等 （届出業者に限る。）
58	防 疫 剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等 （届出業者に限る。）
59	工 業 薬 品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭（再生を含む。）、流出油処理剤等 （毒物・劇物に該当するものを扱う場合は許可を受けた者に限る。）
60	消 防 ・ 防 災 用 品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器（薬品のつめ替えを含む。消火器を扱う者のみ届出業者に限る。） その他消防・防災用品
61	警 察 用 品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防御板、その他警察用品
62	百貨店・総合商社	全品目（ただし、総合商社については定款に定める範囲）
63	造 園 資 材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材
64	食 品 関 係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	軽印刷・ワット印刷	タイプオフ、タイプ謄写、タイプ印書
68	フォーム印刷	連続伝票用紙、OCR・OMR伝票用紙、帳票類、通知書類
69	特 殊 印 刷	グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボンカード、カレンダー、手帳
70	複 写 業 務	青写真、コピー、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力

71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作（原図作成から印刷までを含む。）、住居表示案内図
72	製 本	製本、表装
73	ク リ ー ニ ン グ	いすカバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等 （確認済み証を受けた者に限る。）
74	清掃用品取り替え	化学ぞうきん、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図 書	書籍、雑誌、地図等
76	動 物 ・ 飼 料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不 用 品 買 売	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等（許可を受けた者に限る。）

別表 2 (第 4 項関係)

調達業務を所掌する県の機関	調達の区分及び管轄区域
出納局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2293	一般競争入札に係る調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会事務局及び和歌山市、海南市、海草郡に所在する県の出先機関等の調達
那賀振興局総務室 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005	岩出市及び紀の川市に所在する県の出先機関等の調達
伊都振興局総務室 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-4900	橋本市及び伊都郡に所在する県の出先機関等の調達
有田振興局総務室 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255	有田市及び有田郡に所在する県の出先機関等の調達
日高振興局総務室 〒644-0011 御坊市湯川財部651 TEL 0738-24-2904	御坊市及び日高郡に所在する県の出先機関等の調達
西牟婁振興局総務室 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁県振興局総務室 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁振興局串本建設部総務管理課 〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2491番地 TEL 0735-62-0755	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の出先機関等の調達
警察本部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部の調達(一般競争入札に係る調達を含む。)